

## 平成30年度「各国の政策シンクタンク状況調査」請負契約書

独立行政法人経済産業研究所 理事長 中島 厚志（以下「甲」という）と相手方名称  
代表者氏名 ○○○○○（以下「乙」という）とは、別紙の成果物を作成する業務を甲  
が乙に発注し、乙がこれを請負うことに関して、次のとおり契約する。

### （業務の請負）

第1条 甲は、別紙の仕様書に基づく業務等を乙に発注し、乙はこれを請け負う。

### （期間）

第2条 本契約の期間は、契約締結日から平成××年×月×日までとする。

ただし、本契約の期間終了後も、第5条規定に係る検査は引き続き実施できるものとする。

### （契約金額）

第3条 契約金額については、次のとおりとする。なお、契約保証金は免除する。

金○, ○○○, ○○○円（うち消費税及び地方消費税額○○, ○○○円）

### （成果物の納品及び納品期限）

第4条 乙は、仕様書記載の成果物等を甲に納品する。

2 成果物の納品態様、納品期限は仕様書に定める。但し、成果物納品後も第5条規定に係  
る検査は、引き続き実施できるものとする。

### （検査の時期）

第5条 甲は、成果物の納品を受けた日から（分割納品の場合は分割納品成果物ごとにその  
納品の日から）20日以内に、仕様書等に基づいて検査を行い、同仕様書等に定める事項  
に適合していることを確認した上で引渡しを受けるものとする。

### （業務の完了及び所有権移転の時期）

第6条 業務は、すべての成果物が前条による検査に合格した日をもって完了したものと  
みなすとともに当該日をもって所有権移転の時期とする。

### （瑕疵担保責任）

第7条 甲は、成果物の引渡しを終了した後でも瑕疵があることを発見したときには、乙に  
対して前条の業務完了から1年間は、その瑕疵の補修をさせることができる。

### （納品期限の延長）

第8条 乙は、その責めに帰することができない理由により、納品期限までに業務を完了す  
ることができないことが明らかになったときには、甲に対してその理由、遅滞日数等を詳  
記して納品期限の延長を申し出なければならない。この場合において、甲は、その申し出

を正当と認めるときは、これを了承することができる。

2 前項の申し出は、納品期限までにしなければならない。ただし、天災その他不可抗力の原因により納品期限までに完了できない場合は、この限りではない。

#### (違約金)

第9条 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、納品期限までに業務を完了できないときには、甲は、違約金として延引日数1日につき契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の1000分1に相当する額を徴収することができる。

#### (特許権等の使用)

第10条 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

#### (調査)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、甲の職員を派遣して業務の進捗状況を調査することができる。なお、調査の方法については、事前に乙と協議の上行うものとする。

#### (対価の支払い)

第12条 甲は乙に対し、業務の対価として第3条の記載の金額を甲の第5条による検査の合格後になされる支払請求書に基づき、速やかに支払うものとする。

2 甲は送金手数料の支払い、乙はその他の銀行手数料を負担するものとする。

#### (著作権の帰属)

第13条 乙は成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権等及び所有権（乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から成果物の引渡しを受けたときに行われるものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証明する書面の作成に協力しなければならない。

2 乙は、成果物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

#### (契約の無償解除)

第14条 甲は、乙が乙の責に帰することができない事由により契約の解除を申し出た場合は、契約の全部または一部を無償で解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約の一部を解除した場合は、成果物の既納部分のうち検査に合格しているものがあるときは、当該部分に対する契約金額相当額を乙に支払うものとする。

#### (契約の有償解除)

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により仕様書に定める納期内または当該納期経過後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が前条第 1 項に規定する事由その他の正当なる事由に基づかないで契約の解除を申し出たとき、または契約の全部もしくは一部を履行しないとき。
- (3) 成果物等の納品または検査の際における不正な行為があったとき。
- (4) 前各号のほか、乙が本契約条項に違反したとき。

(乙の契約の解除権)

第 16 条 乙は、甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となるに至った場合は契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、業務に関して、乙または乙の従業員が故意または過失等により乙が契約に違反して甲に損害を与え、甲から損害賠償の請求があった場合は、これによって生じた甲の当該損害を賠償するものとする。

(機密保持)

第 18 条 甲と乙は、本契約の履行過程において知り得た相手方の営業上、技術上その他業務上の機密情報、及び成果物等を相手方の書面による事前の了承なしに、他に漏洩してはならない。

(資料等の管理)

第 19 条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約に関する紛争の解決)

第 20 条 契約に起因または関連する事項で甲乙協議を要するものにつき協議が整わない場合その他契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合においては、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(契約以外の事項)

第 21 条 契約に定めがない事項または契約に関して解釈に疑義が生じた事項もしくは変更が必要な事項については、必要に応じ甲乙協議の上、これを定めるものとする。

## 特記事項

### 【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき

イ 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき

ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき

(3) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

(1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書

(2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書

(3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金(損害賠償額の予定)の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求す

ることを妨げるものではない。

- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### 【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、第4条又は前条第2項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要するこ

となく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

この契約を証とするため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
独立行政法人経済産業研究所  
理事長 中島 厚志

乙 〔所在地〕  
〔相手方名称〕  
〔代表者氏名〕